

委託設計書

所属部課名		建設部 道路維持課						
部長	審議監	課長	補佐	主査	班	班	設計者	審査
委託名称		松戸駅周辺高架歩道橋清掃業務委託						
委託場所		松戸駅東西デッキ等						
事業年度		令和 8 年度						
委託価格		一金、 円 ゴミの処分費は別途						
委託料計		一金、 円						

松 戸 市

設
計
概
要

松戸駅周辺高架歩道橋清掃業務・・・一式

松 戸 市

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								/H
		清掃工	ゴミ運搬費含む	式	1			第 1 号内訳書参照 @U007
	委託価格				1			++T
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			%\$10
委託費計								++U

第 1 号 内訳書 清掃工

ゴミ運搬費含む

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
定期清掃		回	24			第 1 号単価表参照 V0027
日常清掃		日				第 2 号単価表参照 V0028
ガラス清掃		回	4			第 3 号単価表参照 V0029
外壁面清掃工	夜間	日				第 4 号単価表参照 V0026
小計行						+00
諸経費		式	1			#08
計						

第 1 号 単価表

定期清掃

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人				RR0103
清掃機械運転		日			(損料)	W0023
計	1回 当り					

第 2 号 単価表 日常清掃

1 日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人				RR0103
計	1 日 当り					

第3号 単価表

ガラス清掃

1回当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
屋根面	239.1m ²	回	1			W0024
エレベーター側面	76.0m ²	回	1			W0025
エスカレーター側面	106.0m ²	回	1			W0026
安全対策費	ハシゴ補助員等	人				W0027
点検費	ガラス破損・ボルト緩み点検	回	1			W0028
計	1回 当り					

第 4 号 単価表

外壁面清掃工

夜間

1 日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				RR0125
特殊作業員		人				RR0101
普通作業員		人				RR0102
軽作業員		人				RR0103
高所作業車運転		日				第 5 号単価表参照 SWK250530-J02
交通誘導警備員 B	夜間	人日	2			第 6 号単価表参照 SWB010212-J06*
計	1 日 当り					

第 5 号 単価表

高所作業車運転

1 日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				RR0114
軽油		L	24			TZ006702002
高所作業車(トラック架装リフト車)フーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ12m	日				ML001081002
諸雑費（まるめ）		式	1			#99
計	1 日 当り					

SWK250530

第 6 号 単価表

交通誘導警備員 B

夜間

1 人日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B		人				RR0804
諸雑費 (まるめ)		式	1			#99
計	1 人日 当り					

SWB010212

松戸駅周辺高架歩道橋清掃業務委託仕様書

本仕様書は、業務の大要を示すものであって、記載なき事項であっても本契約に附帯する業務を含むものとする。

また、受託者は、業務の遂行にあたり、新しい手法の導入、あるいは創意工夫をもって作業をするなど、資質向上を図り誠実にこれを履行するものとする。

1 委託場所 松戸駅東西デッキ等

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託内容

(1) 日常清掃

ア 作業回数 通年実施

イ 作業時間 午前9時～正午、午後1時～午後3時

ウ 作業人員 3名

エ 日常清掃の内容は以下のとおりとする。

(ア) 床壁面、階段（踏面）、手摺、排水溝の清掃

※床に付着して間もないガム等の除去を含む。

※階段蹴上は隔日等、美観を損ねることがないよう実施すること。

(イ) 排水溝の土砂等の除去

(ウ) 東西口駅前広場エレベーター、西口駅前広場エスカレーターの清掃

(エ) 除草に関すること。

(オ) 積雪時の除雪及び凍結防止対策

(カ) 清掃時は、埃等の飛散及び通行人との接触事故、水、洗剤等の飛散防止、水濡れ等による転倒防止等の安全対策を講じること。

(2) 定期清掃

ア 作業回数 月2回

イ 作業時間 午前9時～正午、午後1時～午後3時

ウ 作業人員 午前4名、午後3名

エ 定期清掃の内容は以下のとおりとする。

(ア) 日常清掃に関すること

(イ) 自動床洗浄機による洗浄

(ウ) 床洗浄時は、自動床洗浄機と通行人との接触、洗剤等の飛散防止、水濡れ等による転倒防止等の安全対策を講じること。

(3) ガラス清掃

ア 作業回数 年4回（6・9・12・3月）

イ 作業時間 午前9時から午後3時まで

ウ ガラス清掃の内容は以下のとおりとする。

- (ア) 東西口駅前広場エレベーター、西口駅前広場エスカレーター及び西口駅前広場デッキ屋根のガラス部分の清掃
- (イ) 清掃時は、1週間前までに利用者への告知を掲示すること。
- (ウ) 清掃時は、西口駅前広場エスカレーターを停止させ、防護柵等により侵入防止策を講じること。
- (エ) 高所作業は、労働安全衛生法等に基づく指針、推奨等に従い十分な安全対策を講じること。
- (オ) 西口駅前広場エスカレーターの清掃時は、基本的にガラス部分（設置時許容荷重70kg/面であるが、傷・経年劣化等に起因する事故防止のため。）には乗らず、アルミフレーム部分に乗り作業をすること。
- (カ) ガラスの破損、ボルトの緩み等の点検をしながら清掃すること。
- (キ) 清掃時に硬質の用具によりガラスに傷をつけることのないようにすること。
- (ク) ガラス清掃は、乾拭き、水拭きを基本とするが、汚れが著しい場合には、希薄した中性洗剤を使用し、拭き跡を残さないよう拭き取ること。床の濡れについても拭き取りすること。
- (ケ) 清掃時は、埃等の飛散、水垂れ、清掃用具落下防止等の安全対策を講じること。
- (コ) 清掃終了後、エスカレーターステップへの人の侵入がないことを確認後、起動させ防護柵等の撤去をおこない、利用ができるようにすること。

(4) 外壁面清掃

ア 作業回数 年1回2日間（9月下旬から10月上旬まで）

イ 作業時間 午後9時から午前5時まで（夜間）

ウ 外壁面清掃は、西口駅前広場デッキ等とし、作業内容は以下のとおりとする。

a デッキ側面 1,140 m²

b 階段側面 134 m²

c 北側（地下駐車場）エレベーター側面 35 m²

d デッキ下に設置された時計

e 西口駐車場エレベーター外壁面

※西口駅前広場エレベーター・エスカレーター本体は含めない。

- (ア) デッキ・外壁側面の高所清掃は、高所作業車等を使用し洗浄をおこなうこと。
- (イ) 高所作業は、労働安全衛生法等に基づく指針、推奨等に従い十分な安全対策を講じること。

(ウ) 清掃時は、埃等の飛散、水垂れ、清掃用具落下防止等の安全対策等を講じること。

(エ) 清掃終了後、エスカレーターステップへの人の侵入がないことを確認後、起動させ防護柵等の撤去をおこない、利用ができるようにすること。

(5) ごみの処分

ア 業務で回収した、ごみ等は松戸市の種別により分別すること。

廃棄物の種類	搬入先	予定数量
(ア) 可燃ごみ・プラスチックなど	和名ケ谷クリーンセンター	700 キログラム
(イ) 不燃ごみ	リサイクルセンター	100 キログラム
(ウ) 資源ごみ (ビン類・缶類)	民間資源化施設	300 キログラム
(エ) ペットボトル	民間資源化施設	200 キログラム

イ 可燃ごみ、プラスチックなどのごみ、不燃ごみについては、市の指定する上記の処理施設へ搬入すること。

ウ 資源ごみ(ビン類・缶類)、ペットボトルの搬入先は一般廃棄物処理業(処分業)の許可を受けた市内の民間資源化施設とする。また、搬入先及び処理手数料については、落札後契約締結までに市へ報告すること。

エ 一般廃棄物処理手数料については、実績に応じて支払うものとする。

オ 上記以外のごみについては、監督職員の指示によるものとする。

カ ごみ処理手数料は、業務月例報告書に計量伝票を添付して請求するものとする。

(6) 業務の実施について

ア ガラス清掃及び外壁面清掃については、業務に応じた適正な人員を配置すること。

イ 業務は、関係法令等を遵守して遂行すること。

ウ 業務実施前に監督職員に作業計画を提出のうえ実施すること。

エ 契約締結時に緊急連絡先を提出すること。

オ 業務中は、携帯電話を携行し常に連絡を取れる体制を整えること。

カ 業務にあたっては、受託会社の被服を着用すること。

4 安全管理

(1) 業務中は作業現場周辺の歩行者、車両等の円滑な交通等の確保に努め、従事者及び第三者の安全確保に必要な対策を十分に講じること。

(2) 受託者は、必要があるときは、所轄警察署より道路使用許可を受け、その許可条件を遵守すること。

(3) 業務中の事故等

ア 業務中に生じたトラブル等については、受託者の責務とし処理すること。

イ 業務につき第三者に損害を与えたとき、又は施設等に損害を与えたときは、

受託者がその損害を賠償しなければならない。

ウ 業務中に事故等が発生したときは、直ちに臨機の措置を講じるとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

5 提出書類等

(1) 受託者は、毎月業務が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

ア 業務月例報告書

イ 業務日報

ウ 写真帳(作業場所全景・作業工程・作業後全景)

※全景撮影については、同地点からのものとし、作業工程は安全対策、規格等が確認できるものとする。なお、監督職員が撮影場所を指示した場合には、その指示によるものとする。

エ 計量伝票(写し)

オ 請求書

カ その他、監督職員が必要と認めた書類

(2) 受託者は、契約期間終了後に業務完了届を提出すること。

6 個人情報の取扱い

受託者は、業務の遂行により知り得た個人情報に関し、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」等を順守しなければならない。

7 その他

(1) 道路陥没及び道路付属物等の破損を発見したときは、速やかに監督職員に報告すること。

(2) この契約に疑義が生じたときは、双方が協議して定めるものとする。

(3) 松戸駅は、駅舎等改良事業を行っているため、事業者と連絡調整を図り作業を行うこと。なお、駅舎等改良事業者については、監督職員より別途指示する。

案内図



令和 8 年度		
委託名称	松戸駅周辺高架歩道橋清掃業務委託	
委託場所	松戸駅東西デッキ等	
図面種別	案内図	
図面番号	全 1 葉の内第 1 号	
縮尺	free	内容表示
松戸市 建設部 道路維持課		